

平成29年4月1日から

区民センター・区民ホール等の申込手続が変わりました。

使用料の納付期限とキャンセルに伴う使用料の還付を変更しています。

使用料の 納付期限	改正前	使用前まで	
	改正後	申請日から使用日の前日までの期間	使用料の納付期限
		1ヵ月以上	申請日の13日後の日※
		7日以上1ヵ月未満	申請日の6日後の日※
7日未満	使用前まで		

※納付期限の日が休館日の場合は、翌開館日となります。

使用料の 還付	改正前	還付しない		
	改正後	施設	許可の取消しを申し出た日	還付する使用料の額
		ホー ル	使用日の3ヵ月前の日以前の日	全額
			使用日の3ヵ月前の日の翌日 ～使用日の2ヵ月前の日	半額
会 議 室	使用日の1ヵ月前の日以前の日	全額		

問い合わせ 都島区民センター（電話）6352-6100（ファックス）6352-8411